

# 新年度事業計画・予算書など承認 —第72回定期総会—



発行所  
沖縄県軍用地等  
地主会連合会  
那覇市久米2丁目7の3  
発行人 島袋輝夫  
電話 (098)868-6270  
FAX (098)863-0047

**新理事に東肇氏選任**



理事の欠員に伴う後任人事で、第七十二回定期総会において理事に選任されました。  
任期は、平成十八年三月三十一日まで。

## 土地連会館建設事業を推進

第七十二回定期総会が、三月三十日午後二時から那覇市内の沖縄県青年会館において開催された。総会では喜友名会長から提案された平成十七年度事業計画案をはじめ、平成十七年度予算書案が、全会一致で承認されたほか、欠員となっていた理事の補充選任が行なわれ、東肇氏が選任された。

平成十七年度事業計画には、賃貸料増額問題、沖縄振興特別措置法に基づく給付金問題、位置境界未確定問題の解決促進要請行動のほか、新たな会館建設に向けた事業の推進などが盛り込まれた。



第72回定期総会 (沖縄県青年会館)

### 基本方針

定期総会で承認された平成十七年度における基本方針、事業計画は、次に掲げるとおり。

賃貸料増額問題については、政府の歳入減による緊縮財政はもとより、県内における地価動向が低迷している状況が続いていることもあり、取りまく環境は厳しく推移している。このような状況下において、平成十七年度賃貸料要求総額八億九千九百一十万円(前年度予算比二・四九%増)の予算措置に向けて全力を挙げて取り組んできたが、政府の壁は予想以上に厚く、約八億二千万円(前年度単価比一・〇%増)を確保するにとどまっていた。しかしながら、従前に経験したことのない厳しさに直面しているとはいえず、賃貸料の増額要求は大きな課題であることから、今年度においても、要求実現に向けて訴え続けていかなければならない。

したがって、過去六十年にわたって駐留軍用地として使用されている歴史的事実を踏まえ、土地提供が日米安保条約の安定的遂行に貢献している現実を訴えつつ、要求実現に全力を挙げて取り組むこととする。

位置境界未確定問題については、一部土地所有

者から同意が得られないため、依然として認証申請が取れず、5施設、8小字において未解決のままとなっている。これは、土地所有者全員による「集団和解」協議が整わないためである。したがって、集団和解方式を前提とした地籍明確化法で解決するには限界があるとして、同法の一部見直しを求めた「位置境界未確定地域に関する調査検討委員会」報告を踏まえ、その解決に向けて取り組んでいくこととする。

### 事業計画

- 一、要請行動について
  - (一) 平成十八年度賃貸料増額要請行動
  - (二) 沖縄振興特別措置法に基づく給付金問題解決要請行動
  - (三) 位置境界未確定問題の解決促進要請行動
  - (四) その他駐留軍用地等諸問題解決促進要請行動
- 二、現行事業の充実・強化について
  - (一) 委任に伴う賃貸料受領事業の充実強化
  - (二) 共済融資あっせん事業の充実強化
  - (三) 財産管理土地(所有者居所不明土地)に関する所有者の確認調査及び管理の充実強化
- 三、創立五十周年記念誌の発行事業について
  - (一) 創立五十周年記念誌「通史・資料編」の編集及び発行
- 四、土地連会館建設事業について
  - (一) 新たな会館建設に向けた事業の推進
- 五、広報活動事業について
  - (一) 土地連会報の発行による広報活動
- 六、組織の充実強化対策事業について
  - (一) ペイオフに対応した資金管理の充実強化
  - (二) 会員の意思統一と団結による組織の充実強化
- 七、公益法人指導監督基準の運用指針対策について
  - (一) 法人及び会計の適切な処理に関する調査研究
- 八、その他
  - (一) 諸事業の推進に係る委員会設置及び活動
  - (二) 諸事業に係る関係資料等の収集活動
  - (三) 社団法人としての社会的貢献の推進

### 収支予算書総括表 (平成17年4月1日から平成18年3月31日まで)

I. 収入の部		単位:千円				
科目	合計	一般会計	特別会計	事業会計	居所不明土地管理特別会計	土地連会館特別会計
基本財産運用収入	2,520					2,520
会費収入	141,090	141,090				
補助金等収入	22,991	22,990		1		
雑収入	6,532	2		5,981	547	2
預り金収入	13,363				13,363	
拠出金収入	20,000			20,000		
入会金収入	200			200		
負担金収入	350					350
特定預金取崩収入	25,010	13,505		6,000	5,505	
繰入金収入	5,219	362		4,856		1
当期収入合計	237,275	177,949		37,038	19,415	2,873
前期繰越収支差額	10,000	6,000		2,000	2,000	0
収入合計	247,275	183,949		39,038	21,415	2,873

II. 支出の部		単位:千円				
科目	合計	一般会計	特別会計	事業会計	居所不明土地管理特別会計	土地連会館特別会計
事業費	59,651	59,651				
渉外事業費	214			214		
政府受託事業費	22,989	22,989				
共済拠出金運用事業費	3,571			3,571		
管理費	81,737	68,929		8,250	2,046	2,512
固定資産取得支出	5	3		1		1
預り金支出	5,505				5,505	
拠出金支出	6,000			6,000		
特定預金支出	58,367	25,003		20,001	13,363	
繰入金支出	5,219	4,857		1	1	360
予備費	4,017	2,517		1,000	500	
当期支出合計	247,275	183,949		39,038	21,415	2,873
当期収支差額	△10,000	△6,000		△2,000	△2,000	0
次期繰越収支差額	0	0		0	0	0



# 平成17年度 沖縄関係借料 882億円

## 防衛施設庁全体の予算は約5,343億7,000万円 (2.4%減)

### 前年度比実質「一・〇%」増

平成十七年度沖縄借料予算八八二億二、六〇〇万円は、前年度当初予算比では約六億六、〇〇〇万円増の〇・六%増となりますが、返還等による数量減により実質的には前年度単価比で一・〇%増となります。金額にして約八億七、〇〇〇万円の増。

ただ、この一・〇%増は平均の伸び率であり、施設周辺の開発状況等によって施設ごとに異なっております。具体的な施設ごとの単価額については、関係当局と各地主会との交渉によって決定されます。

沖縄関係予算は約一、七〇九億七、五〇〇万円（〇・八%増）、そのうち借料関係は約八八二億二、六〇〇万円、高速道路使用料約二億円、特措法関係補償経費等約一億二、〇〇〇万円となった。沖縄関係は前年度比で約一三億七、〇〇〇万円の増となったが、借料関係のほか基地従業員関係、泡瀬ゴルフ場など移設整備費の増が要因となっている。

その他、SACO関係経費の沖縄関係分として一九八億六、九〇〇万円が決定された。

ち帰って理事会で協議することにした。

八月二十五日開催した理事会においては、いろいろな議論が交わされましたが、「要求額からほど遠い満足できる数字ではないが、諸般の事情からこれ以上は認めない」として、これを受けるところとなりました。

厳しかった平成十六年度借料予算「〇・七五%増」に若干上乘せすることができましたが、近年の借料予算が大変厳しい状況

土地連では、昨年五月の第七十一回定期総会において、八八八億五、〇〇〇万円（一・四九%増）要求することを決議。総会の総意に基づいて満額確保のための要請行動を展開してきました。六月から具体的な行動に入り、七月には全役員が上京して直接防衛施設庁に要請。同施設庁が提示した「〇・五%増」から進展がみられなかったため、八月には再び全役員が上京、借料の増額を強く求めてきました。その後、正副会長に「一・〇%増」が提示されたことから、前進ある提示額として評価したものの即答を避け、持

にあることには変わりはありません。その背景に、政府の財政事情、県内地価の下落事情があることは否めない事実です。しかし、だからといって、それが民間ベース的な角度から借料予算が抑えられては困ります。国策によつて戦後六十年間、基地として使用され提供してきたという事実は無視できません。政府はそのことを十分に考慮した借料予算を措置してもらいたいものです。

月日の経つのは早いもので会長に就任してちょうど一年になります。その間、いろいろございまして、何が何とあれ、与えられた職務を滞りなくこなすことができたのは、ひとえに代議員をはじめ各位の協力のおかげです。この一年を振り返って申し上げます。

その後、防衛施設庁の概算要求が固まる八月下旬まで、全役員で防衛施設庁、那覇防衛施設局へ足しげく通い、自民党本部、財務省等にも要請行動を精力的に行ってまいりましたが、結果的に一・〇%増で決着をみたわけでございます。この決着にいたるまでは、

我々も大変苦しい思いの中での決断であったというところをご理解願います。次年度の要求につきましても、「土地評価の下落傾向は止まっていない」「財政的に厳しい面がある」という防衛施設庁の壁をどのように打開していくのか、我々に与えられた大きな課題だと考えてお

## 会館建設に向けて発進

### 調査検討委員会設置

現在の土地連会館は、沖縄が本土に復帰する三年前の昭和四十四年（一九六九年）十一月に建設されており、築三十五年経過しています。その間に上下水道管の漏水、外壁等のひび割れ・コンクリート破片の落下などがあったのでその都度補修をしてきましたが、会館の老朽化

が著しいため、新しい会館の建設に向けて取組むことになりました。土地連では、そのための「会館建設調査検討委員会」を平成十七年一月に設置し、具体的取組みに向けて発進したところです。新しい会館の規模内容、敷地面積、建設場所、総事業費、そして狭隘となつ

ている駐車場スペース問題をどう解消するのかなど、今後調査検討を進め、具体的に一つひとつ詰めていくことにしています。調査検討を進めている委員七名を紹介します。

- 委員長 屋良政信
- 副委員長 仲間昌信
- 委員 比嘉常俊
- 委員 金城重正
- 委員 我那覇祥義
- 委員 亀島進
- 委員 伊佐常助

未解決の地域がございます。そういう未解決のものを早めに解決しなければならぬということ、一

最近、「トランスフォーメーション」という言葉がマスコミに出ております。在日米軍再編の話でございます。今のところ、確かな情報も得られず注視しているところですが、ただ、言えるのはSACOで取決められた基地の返還が促進されるのでは

調査検討委員会」を発足させまして、現在、検討しているところでございます。それから、五十周年記念誌の新聞集成編につきましてはすでに発刊しましたが、通史・資料編は今年度いっばいに発刊するということ、いま一生懸命取り組んでいるところでございます。



喜友名朝昭

## 会長あいさつ

なか、と思っております。今から二十八年前に地籍明確化法という法律四〇号が施行されました。小字ごとに区分された地域内において、集団和解による解決、ということになっておりますが、二

法務省、自民党本部三役にも陳情してまいりました。我々は早急に解決を見出したいということで、一生懸命努力しているところでございます。

現在の土地連会館は築三十五年経ちます。建物がかさねて傷んでおりますことから、新たな会館建設に向けた「会館建設

てかいつまんで申し上げますが、委員の皆様には更なるご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。また、賃貸料増額問題に携わって御苦労されました関係各位には改めて感謝申し上げます。

## 主要日誌／平成十六年度

### 平成十六年

#### 【四月】

- 一日▼理事会・監事会開催。第八代会長に喜友名朝昭理事を選任、副会長に仲間昌信理事、我那覇祥義理事を再任。代表監事に長嶺善勇監事を再任
- 一日▼浦添市軍用地等地主会、浦添軍用地等地主会合併、「浦添市軍用地等地主会（内閣盛一会長）」発足

#### 【五月】

- 六日▼平成十五年度監査（～七日）
- 一日▼故山中貞則先生沖縄名誉県民顕彰・追悼式（沖縄県主催）
- 一日▼理事会開催
- 三日▼第七一回定期総会（於・J.A宜野湾）
- 【六月】
- 一四日▼理事会開催
- 一七日▼那覇防衛施設局長へ平成十七年度賃貸料増額措置要請（全役員）
- 二一日▼位置境界未確定調査検討委員会（第九回）開催
- 二二日▼那覇空港長へ平成十七年度賃貸料増額措置要請
- 二八日▼記念誌編集委員会（第十二回）開催
- 【七月】
- 三日▼理事会開催
- 八日▼位置境界未確定調査検討委員会（第十回）開催
- 一一日▼参議院議員選挙（糸数慶子氏（無所属）当選。比例区で喜納昌吉氏（民主党）当選）
- 二〇日▼全役員、平成十七年度賃貸料増額措置要請のため上京（～二二日）
- 二二日▼大阪航空局長へ平成十七年度賃貸料増額措置要請
- 三〇日▼記念誌編集委員会（第十三回）開催
- 【八月】
- 一〇日▼位置境界未確定調査検討委員会（第十一回）開催

# 返還助成金

— 土地連 —

## 返還跡地の利用促進を支援

駐留米軍の不要による返還、市町村や地主の要望による返還、そしてSACO事案による返還など、これまでに多くの基地がいろいろな形で返還されてきました。

近年においては、恩納通信所（全部）、嘉手納弾薬庫地区（一部）、キャンプ・桑江北側地区が代表的な返還事例といえます。いずれも三十鈴から六十鈴台の中規模の返還であり、その跡地利用が期待されている地域でもあります。

それだけに、返還された跡地をどういう計画で利用していくのかなど、関係地主の考え方あるいはコンセンサスを早急に取りまとめていく必要があります。これは、返還地域にかかわる関係者の大きな課題でもあります。

一方、その跡地利用は、財産の有用性を高める意味においても、関係地主は高い関心を持って積極的にかかわってほしいものです。

さて、軍用地が返還されると、当然ながら、これまで支払われていた賃貸料収入は打ち切られてしまいます。それに代わる収入として、返還の日から向こう三年間、賃貸料相当額の給付金が支払われます。

この給付金は、「沖繩県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（軍転特措法）第八条に基づいて支払われますが、返還後直ぐに支払われるわけではありません。規定によつて、返還から一年後に支払われることになっています。

もちろん、キャンプ・桑江北側地区で明らかに戻ったように、返還跡地から不発弾や環境汚染物質等が検出されたときは、その現状回復に係る補償措置として、特別管理費等の補償費が支払われます。しかし少なくとも、一年間は、賃貸料に代わる収入というのではありません。したがって返還跡地地主会を組織するに

費用に充てること。返還跡地は一返還区域につき2鈴以上であること。

○以上の要件を総て満たしていること。

となつてはいるほか、使用収益が生じている返還跡地は交付対象外で、助成金の交付は一返還区域につき「一回限り」となつていきます。

これは「市町村地主会の返還跡地に係る対策を支援することにより、返還跡地の円滑な利用を促進する」ことを目的としたものであり、市町村地主会に交付していくこととなります。

交付要件は次のとおり。

○市町村地主会が跡地対策に取り組んでいること。

○助成金は、関係地主の意思集約を図るための

つに名寄せされるということではありません。ですから、金融機関に複数の定期預金、普通預金口座を持つている場合は、これらが合算されて元本一千万円ということになります。

ここで注意したいのは、元本一千万円が保護されるといっても、他の口座と合算し一千万円までということでは、これを名寄せといっていますが、それは破綻した金融機関の本支店間において預金者の口座が名寄せされるというものであつて、他の金融機関の口座もひと

も、それを運営する経費もないということになります。

そういう状況の中で、跡地利用に向けた集會等を開くこととなりますが、このたび土地連では、その支援措置として「返還助成金」を交付し、返還跡地の利用促進を支援することになりました。

この「市町村地主会の返還跡地に係る対策を支援することにより、返還跡地の円滑な利用を促進する」ことを目的としたものであり、市町村地主会に交付していくこととなります。

交付要件は次のとおり。

○市町村地主会が跡地対策に取り組んでいること。

○助成金は、関係地主の意思集約を図るための

の預金出し入れに利用してきました。ところがこの普通預金も、四月以降は全額保護対象から外れてしまいます。では、全額保護するためにはどのようなにすればいいのか。

県内に本店を置く金融機関の経営状況は自己資本比率（資本の安全性を図る指標）等を見る限りにおいて、健全な状況にあると思われ、特に問題はないものと思われ、すが、どうしても全額保護したい、あるいは保護しなければならぬという場合は、決済用預金口座に切替えるという方法が

あります。

決済用預金というのは、無利息の普通預金「無利息型普通預金」「普通貯金無利息型」「無利息普通預金」が使われており、名称は異なつていても、いずれも全額保護される決済用預金に変わりはあります。

なお、平成十七年四月一日以降、預金者は自己責任において預金を管理することになります。

平成十七年四月一日から、元本一千万円が保護されることになり、他の口座と合算し一千万円までということでは、これを名寄せといっていますが、それは破綻した金融機関の本支店間において預金者の口座が名寄せされるというものであつて、他の金融機関の口座もひと

つに名寄せされるということでは、金融機関に複数の定期預金、普通預金口座を持つている場合は、これらが合算されて元本一千万円ということになります。

平成十四年五月より進めてきました記念誌の編集・発行事業は今年で四年目を迎えます。これまで、砂川編集委員長はじめ編集委員を中心として、土地連職員と臨時職員の二人が専任してきております。

平成十六年三月には「新開集編I・II」（各七〇部）を発刊したところですが、今年度においても三巻目の「通史・資料編」発刊に向けて編集作業に取り組むこととしております。現在、来年三月の発刊をめざして執筆作業と資料収集に当たつ

ていますが、掲載する項目内容（予定）は次のとおり。

【通史関係】

第一編 軍用地問題の変遷

第一章 講和条約発効から本土復帰まで

第二章 本土復帰以後

第二編 土地連のあゆみ

第一章 土地連の結成及びその背景から社団法人への移行まで

第二章 南方同胞援護会と土地連

第三章 復帰時までの事業活動

第四章 復帰後の事業活動

の預金出し入れに利用してきました。ところがこの普通預金も、四月以降は全額保護対象から外れてしまいます。では、全額保護するためにはどのようなにすればいいのか。

県内に本店を置く金融機関の経営状況は自己資本比率（資本の安全性を図る指標）等を見る限りにおいて、健全な状況にあると思われ、特に問題はないものと思われ、すが、どうしても全額保護したい、あるいは保護しなければならぬという場合は、決済用預金口座に切替えるという方法が

あります。

決済用預金というのは、無利息の普通預金「無利息型普通預金」「普通貯金無利息型」「無利息普通預金」が使われており、名称は異なつていても、いずれも全額保護される決済用預金に変わりはあります。

なお、平成十七年四月一日以降、預金者は自己責任において預金を管理することになります。

平成十七年四月一日から、元本一千万円が保護されることになり、他の口座と合算し一千万円までということでは、これを名寄せといっていますが、それは破綻した金融機関の本支店間において預金者の口座が名寄せされるというものであつて、他の金融機関の口座もひと

つに名寄せされるということでは、金融機関に複数の定期預金、普通預金口座を持つている場合は、これらが合算されて元本一千万円ということになります。

ここで注意したいのは、元本一千万円が保護されるといっても、他の口座と合算し一千万円までということでは、これを名寄せといっていますが、それは破綻した金融機関の本支店間において預金者の口座が名寄せされるというものであつて、他の金融機関の口座もひと

つに名寄せされるということでは、金融機関に複数の定期預金、普通預金口座を持つている場合は、これらが合算されて元本一千万円ということになります。

ここで注意したいのは、元本一千万円が保護されるといっても、他の口座と合算し一千万円までということでは、これを名寄せといっていますが、それは破綻した金融機関の本支店間において預金者の口座が名寄せされるというものであつて、他の金融機関の口座もひと

## 「土地連五十年のあゆみ」

### — 創立五十周年記念事業 —

#### 通史・資料編を今年度中に発刊

記念事業の一環として平成十四年五月より進めてきました記念誌の編集・発行事業は今年で四年目を迎えます。これまで、砂川編集委員長はじめ編集委員を中心として、土地連職員と臨時職員の二人が専任してきております。

平成十六年三月には「新開集編I・II」（各七〇部）を発刊したところですが、今年度においても三巻目の「通史・資料編」発刊に向けて編集作業に取り組むこととしております。現在、来年三月の発刊をめざして執筆作業と資料収集に当たつ

ていますが、掲載する項目内容（予定）は次のとおり。

【通史関係】

第一編 軍用地問題の変遷

第一章 講和条約発効から本土復帰まで

第二章 本土復帰以後

第二編 土地連のあゆみ

第一章 土地連の結成及びその背景から社団法人への移行まで

第二章 南方同胞援護会と土地連

第三章 復帰時までの事業活動

第四章 復帰後の事業活動

の預金出し入れに利用してきました。ところがこの普通預金も、四月以降は全額保護対象から外れてしまいます。では、全額保護のためにはどのようなにすればいいのか。

県内に本店を置く金融機関の経営状況は自己資本比率（資本の安全性を図る指標）等を見る限りにおいて、健全な状況にあると思われ、特に問題はないものと思われ、すが、どうしても全額保護したい、あるいは保護しなければならぬという場合は、決済用預金口座に切替えるという方法が

あります。

決済用預金というのは、無利息の普通預金「無利息型普通預金」「普通貯金無利息型」「無利息普通預金」が使われており、名称は異なつていても、いずれも全額保護される決済用預金に変わりはあります。

なお、平成十七年四月一日以降、預金者は自己責任において預金を管理することになります。

平成十七年四月一日から、元本一千万円が保護されることになり、他の口座と合算し一千万円までということでは、これを名寄せといっていますが、それは破綻した金融機関の本支店間において預金者の口座が名寄せされるというものであつて、他の金融機関の口座もひと

つに名寄せされるということでは、金融機関に複数の定期預金、普通預金口座を持つている場合は、これらが合算されて元本一千万円ということになります。

ここで注意したいのは、元本一千万円が保護されるといっても、他の口座と合算し一千万円までということでは、これを名寄せといっていますが、それは破綻した金融機関の本支店間において預金者の口座が名寄せされるというものであつて、他の金融機関の口座もひと

つに名寄せされるということでは、金融機関に複数の定期預金、普通預金口座を持つている場合は、これらが合算されて元本一千万円ということになります。

【九月】

九日▼那覇防衛施設局、普天間飛行場移設に向け名護市辺野古沖ボーリング調査に着手

一〇日▼位置境界未確定調査検討委員会（第十二回）開催。最終報告まとめる

一三日▼位置境界未確定調査検討委員会委員長、土地連会長に最終報告書を提出

一五日▼理事會開催

一八日▼金武町議會議、伊芸地域の米軍用地全面返還を決議

一八日▼仲村衆議院議員、上原元衆議院議員へインタビュー（記念誌収録の一環）

二五日▼施設局OB座談會（記念誌収録の一環、喜友名会長外二名上京）

二七日▼第二次小泉改造内閣発足（沖繩担当大臣・小池百合子氏、防衛庁長官・大野功統氏就任）

三〇日▼キャンプ桑江北側地区の土地を地主へ引き渡し

【十月】

五日▼監事會開催

一二日▼理事會開催

二二日▼全役員県内基地視察研修（北谷町、読谷村、金武町）

の預金出し入れに利用してきました。ところがこの普通預金も、四月以降は全額保護対象から外れてしまいます。では、全額保護のためにはどのようなにすればいいのか。

県内に本店を置く金融機関の経営状況は自己資本比率（資本の安全性を図る指標）等を見る限りにおいて、健全な状況にあると思われ、特に問題はないものと思われ、すが、どうしても全額保護したい、あるいは保護しなければならぬという場合は、決済用預金口座に切替えるという方法が

あります。

決済用預金というのは、無利息の普通預金「無利息型普通預金」「普通貯金無利息型」「無利息普通預金」が使われており、名称は異なつていても、いずれも全額保護される決済用預金に変わりはあります。

なお、平成十七年四月一日以降、預金者は自己責任において預金を管理することになります。

平成十七年四月一日から、元本一千万円が保護されることになり、他の口座と合算し一千万円までということでは、これを名寄せといっていますが、それは破綻した金融機関の本支店間において預金者の口座が名寄せされるというものであつて、他の金融機関の口座もひと

つに名寄せされるということでは、金融機関に複数の定期預金、普通預金口座を持つている場合は、これらが合算されて元本一千万円ということになります。

ここで注意したいのは、元本一千万円が保護されるといっても、他の口座と合算し一千万円までということでは、これを名寄せといっていますが、それは破綻した金融機関の本支店間において預金者の口座が名寄せされるというものであつて、他の金融機関の口座もひと

つに名寄せされるということでは、金融機関に複数の定期預金、普通預金口座を持つている場合は、これらが合算されて元本一千万円ということになります。



ポイント全目録！

平成十七年四月一日から

の預金出し入れに利用してきました。ところがこの普通預金も、四月以降は全額保護対象から外れてしまいます。では、全額保護のためにはどのようなにすればいいのか。

県内に本店を置く金融機関の経営状況は自己資本比率（資本の安全性を図る指標）等を見る限りにおいて、健全な状況にあると思われ、特に問題はないものと思われ、すが、どうしても全額保護したい、あるいは保護しなければならぬという場合は、決済用預金口座に切替えるという方法が

の預金出し入れに利用してきました。ところがこの普通預金も、四月以降は全額保護対象から外れてしまいます。では、全額保護のためにはどのようなにすればいいのか。

県内に本店を置く金融機関の経営状況は自己資本比率（資本の安全性を図る指標）等を見る限りにおいて、健全な状況にあると思われ、特に問題はないものと思われ、すが、どうしても全額保護したい、あるいは保護しなければならぬという場合は、決済用預金口座に切替えるという方法が



# 土地連共済会会員加入受付中!!

## 共済資金融資申込随時受付

この融資制度は、軍用地等地主の生活の安定と福利の増進に寄与することを目的とした制度で、軍用地等地主の必要な資金確保の円滑化を図るための長期で低利の融資となっております。なお、当連合会及び各地主会は「融資あっせん」の手続き業務を行なうこととなりますが、融資貸付けの最終的な決定は各金融機関になります。

- 融資対象  
土地連共済会会員又はその配偶者及び一親等の続柄の者（重複貸付は認めない）。
- 融資申込手続  
各地主会の窓口にて随時受け付けておりますが、新しく会員として加入される方は「共済拠出金」を拠出していただくことになります。

### 融資の条件

- 1 融資限度 最高額1,000万円
- 2 期間 15年以内
- 3 利率 長期プライムレート適用+α（年2回金利見直し）
- 4 担保 当該軍用地及びその他
- 5 保証人 原則として不要
- 6 償還方法 月賦払・半年賦払・年賦払

※融資実行の際は借入額の1,000分の1.5（融資事務取扱手数料）を徴収します。  
※詳しくは各所属地主会、又は連合会（098）868-6270にお問い合わせ下さい。

- 融資あっせん申込みから融資実行まで約1ヵ月から2ヵ月半の期間を要します。  
＜取扱金融機関＞  
◎J A 沖縄 ◎琉球銀行 ◎沖縄銀行 ◎沖縄海邦銀行 ◎コザ信用金庫

## 読谷補助飛行場・楚辺通信所 今年六月返還

読谷村に所在する読谷補助飛行場（約一萬九千㎡、二七七人）、楚辺通信所（約五萬㎡、四五八人）の返還が平成十八年六月をめどに返還されることになりました。

両施設の返還は、平成十八年十二月の「沖縄に関する特別行動委員会（SACO）」最終報告に基づくもので、平成十二年度末をめどに返還されることになりました。

楚辺通信所の返還後、楚辺通信所は、アンテナ施設及び関連支援施設を金武町のキャンプ・ハンセン内に移設後返還するということです。合意内容となっております。

そういう条件付きが足かせとなり、その後の移設作業もなかなか進まず、当初予定より大幅に遅れていました。そのことから、返還時期は平成十七年度末とし、地主への土地引渡しを五月末日とするに変更されてきました。ところが、楚辺通信所の移設先であるキャンプ・ハンセン内での移設工事はほぼ完成したものの、通信システム納入の遅れで更に返還時期が延長。それに伴い、読谷補助飛行場の返還も遅

込むことになりました。このように、返還が延長されてきましたが、今年に入って更に延長することが決定されています。延長の理由は前回同様通信システム納入の遅れによるものです。したがって、両施設の返還は、平成十八年六月まで延長されることになりました。

地主への土地引渡しは、物件撤去など現状回復期間が約四ヶ月要すると見込まれていますので、同年十月末ごろの予定になります。

### 新生

## 「浦添市軍用地等地主会」発足

昭和五十年、諸般の事情によって二つに分裂せざるを得なかった浦添市軍用地地主会と浦添軍用地地主会が、平成十六年四月一日をもって大同団結。両地主会は、紆余曲折を経ながらも固く手を結び合い、新生「浦添市軍用地等地主会」（会長・内間盛一）を発足させました。両地主会の統一は二十九年ぶりで、会員数は約二千百人。

浦添市は、面積にして約二七四〇に及ぶ広大な「牧港補給地区」（キャンプ・キンザー）を抱えています。将来において、SACO等による一部返還、基地返還による跡地利用問題などが予想されます。

それだけに、昨今の厳しい経済情勢に向けた値上げ交渉、将来の基地返還に向けた対応、地主会組織の運営など山積する

### 地主会新会長就任

#### 佐敷町・宜野座村

佐敷町軍用地等地主会および宜野座村軍用地等地主会の会長が代わりました。佐敷町軍用地等地主会会長には平良信夫氏から小谷榮三氏に、宜野座村軍用地等地主会会長には浦崎康克氏から東肇氏に代わりました。

## 個人情報保護法

平成17年4月1日全面施行

個人情報保護法（平成15年法律第57号）が、平成15年5月30日に基本法部分が施行され、平成17年4月1日に一般法部分が施行されました。同法は、個人情報の適正な利用と保護を目的とした法律であり、民間事業者等による個人情報の取得や利用に一定の枠をはめ、無断で第三者に譲ったり、目的外で利用することを制限する内容となっています。以下、同法からその一部を抜粋しました。

- 利用目的の特定（法第15条第1項）  
個人情報取扱事業者は、個人情報を取扱うに当たっては、その利用目的をできる限り特定しなければならない。
- 利用目的による制限（法第16条第1項）  
個人情報取扱事業者は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取扱ってはならない。
- 適正な取得（法第17条第1項）  
個人情報取扱事業者は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。

### 個人情報の取扱いについて

- ＜基本方針＞
- 当連合会は、個人情報の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律の規定にしたがって、個人情報の安全管理に務め、必要な保護措置を講じたうえで取り扱っていくことといたします。
- 1 個人情報の収集  
当連合会の目的達成及び事業活動を推進するため、以下の個人情報を収集します。  
・氏名、住所、電話番号、生年月日、職業、地主会名等
  - 2 個人情報の利用目的
    - (1) 「土地連会報」及び通知書等の郵送のため
    - (2) 共済事業に係る会員管理及び金融機関への共済資金融資あっせん等円滑な事務手続きを行うため
    - (3) 賃貸料の請求・受領及び支払のため
  - 3 個人情報の第三者への提供
    - (1) 提供する第三者の範囲  
市町村地主会及び金融機関
    - (2) 第三者への提供内容  
上記1のとおり
- ※個人情報は、事業活動の範囲を超えて収集し利用しません。

二五日▼平成十六年度中間監査（二六日）

【十一月】  
一日▼普天間飛行場の跡地利用に関する県民フォーラム

九日▼県企業局へ平成十七年度賃貸料増額措置要請

一六日▼正副会長・監事、ペイオフ勉強会

二六日▼軍用地地主会事務局連絡協議会、ペイオフ勉強会

【十二月】  
三日▼理事会開催

七日▼正副会長・監事、ペイオフ勉強会

二〇日▼正副会長、平成十七年度賃貸料予算内示に備え上京（二二日）

二四日▼理事会開催

【一月】  
一四日▼会館建設調査検討委員会（第一回）開催

一七日▼理事会開催

二〇日▼記念誌編集委員会（第十五回）開催

二六日▼会館建設調査検討委員会（第二回）開催

二八日▼地主会会長会開催（ペイオフ勉強会）

【二月】  
一七日▼平成十六年度業務監査

一九日▼仲村衆議院議員へ位置境界未確定地域の解決促進を要請

二一日▼那覇防衛施設局長へ位置境界未確定地域の解決促進を要請

二二日▼会館建設調査検討委員会（第三回）開催

【三月】  
二日▼理事会開催

八日▼県議会議員へ位置境界未確定地域の解決促進を要請

一四日▼理事会開催

一六日▼位置境界未確定地域の早期解決要請のため上京（一八日）

三〇日▼第七二回定期総会開催（於・沖縄県青年会館）